



国土交通省

国土交通省近畿運輸局

問い合わせ先

鉄道部監理課 村上、舟木

(電話) 06-6949-6439

令和8年3月18日

## 比叡山鉄道株式会社の鉄道事業の旅客運賃の上限変更認可について

比叡山鉄道株式会社より令和8年2月6日付けで申請のあった鉄道事業の旅客運賃の上限変更認可申請について、本日（令和8年3月18日）付けで認可しました。

鉄道事業の旅客運賃は、鉄道事業法第16条第1項に基づき、その上限を定め認可を受けなければならないとされており、その認可にあたっては、同法第16条第2項に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査しております。なお、今回の認可では、令和13年3月31日までの期限を設け、運賃改定後の令和8年度から3年間（令和10年度まで）の総収入と総括原価の実績を確認することとします。

### 1. 申請者

申請者名：比叡山鉄道株式会社

代表者：取締役社長 仁賀 剛

所在地：滋賀県大津市坂本本町4244番地

### 2. 変更しようとする旅客運賃の上限を適用する路線

比叡山鉄道線（ケーブル坂本駅～ケーブル延暦寺駅）

2. 0km

### 3. 申請の概要

（申請理由）

- 平成5年度に大規模な施設・設備・車両の改修工事を実施して以降、計画的な設備更新を行うことができおらず、ケーブルカーの運行に必要な設備のほとんどが老朽化が著しい。今後、計画的に更新を実施していかなければ、長期運休や事故が発生することが懸念される。
- 異常気象による集中豪雨で沿線法面の土砂崩落や倒木などの被害がたびたび発生し、その復旧工事や予防措置にも大きな費用が生じている。
- 令和4年度に10年間の安全投資計画を策定し、令和5年度よりその計画に則り安全対策を進めている。また、安定的に事業運営できる人員確保のため、賃金を上げるなどの従業員への待遇改善を実施。
- 以上より今後も引き続き安全投資を継続し、お客さまに安全・安心と快適なサービスを提供するため運賃改定を実施するもの。

(申請内容)

① 変更しようとする運賃の上限の種類、額及び適用方法

○普通旅客運賃（大人）

870円 → 960円（均一制）

・改定率：10.345%

○通勤定期旅客運賃（大人・1か月）

18,120円 → 19,900円

○通学定期旅客運賃（大人・1か月）

8,010円 → 設定なし

※通学定期旅客運賃については利用実績がないため廃止

※小児旅客運賃は大人旅客運賃の半額

② 収入原価総括表

(単位：千円、%)

	2024（令和6）年度	2026～2028（令和8～10）年度推定	
	実績	現行	申請
収入	159,911	493,294	543,504
原価	145,949	570,813	570,813
差引損益	13,962	▲77,519	▲27,309
収支率	109.6	86.4	95.2

4. 改定実施予定日：令和8年4月1日

〈参考〉

○ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第16条

1 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3～9（略）

配付先  
青灯クラブ  
近畿電鉄記者クラブ